

ご担当者様

公益財団法人原子力安全技術センター
原子力安全部 MS 事業係・補助金事務センター

令和 2 年度厚生労働省委託
「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」
及び「被ばく線量低減設備改修等補助金事業」
のご案内

この度、原子力安全技術センターでは、厚生労働省より「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」と「被ばく線量低減設備改修等補助金事業」を受託し、事務局として事業を実施しているところでございます。

これらの事業は、電離放射線による労働者の健康障害防止を目的とする電離放射線障害防止規則が令和 3 年 4 月 1 日から改正施行され、眼の水晶体に受ける被ばく線量（等価線量）の限度が、それまでの年間 150 ミリシーベルトから、1 年間につき 50 ミリシーベルト、かつ、5 年間で 100 ミリシーベルトに引き下げられることに対応するものです。

「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」では、放射線業務に従事する医療従事者の被ばく低減のためのマネジメントシステムについてご説明し、貴機関における放射線被ばく管理を支援します。また、「被ばく線量低減設備改修等補助金事業」は、医療従事者が眼の水晶体に受ける被ばく線量の低減を目指す病院及び診療所に対し、そのための器具の購入経費について一部を補助するものです。

詳しくは、ホームページ、リーフレットをご覧ください。ぜひご活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」のホームページ：
<https://ms.nustec.org/>

「被ばく線量低減設備改修等補助金事業」のホームページ：<https://tgn-hojokin.nustec.org/>
お申込みは、それぞれのホームページで受け付けております。

【お問い合わせ先】

公益財団法人原子力安全技術センター 原子力安全部

MS 事業係：03-3830-0720（直通） 補助金事務センター：03-3814-7405（直通）